

令和 8 年度 与那原町魅力発信事業 与那原町立軽便駅舎資料館 AR コンテンツ刷新業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

この要領は、「与那原町立軽便駅舎資料館 AR コンテンツ刷新業務」の委託業者を適正、公正に選択するため、企画提案方式により委託業者を決定し、業務を委託するために必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の目的

本業務は、与那原軽便駅舎資料館において運用中の既存 AR アプリについて、最新のデバイスおよび技術環境への最適化を図り刷新することで、システムの安定稼働を維持しつつ、新たな体験価値（例：最新のデバイス環境に合わせた UI/UX の再調整等）の付加を検討し、資料館の展示効果を最大限に引き出し、来館者の満足度を向上させることを目的とする。

3. 委託業務の内容

別紙「与那原町立軽便駅舎資料館 AR コンテンツ刷新業務」委託仕様書及び採用提案書の内容を踏襲し、行うものとする。

4. 契約期間等

(1) 契約締結予定

本契約の締結は、審査結果を通知後 5 日以内に予定。

(2) 契約期間

契約翌日より令和 9 年 2 月 26 日(金)までとする。

5. 委託金額の上限

委託金額は、3,925,900 円（消費税及び地方消費税含む）以内とする。

※業務担当者の旅費、事業実施に関わる専門家等の旅費、各種の印刷料等すべてを含む。

6. 事業実施期間

令和 9 年 2 月 26 日（金）までに事業を終了し、報告書を提出する。

7. 募集等における主なスケジュール（予定）

(1) 公 募 公 告	令和 8 年 6 月 5 日（金）
(2) 質 問 書 提 出 締 切	令和 8 年 6 月 12 日（金）※ 2
(3) 質 問 回 答	令和 8 年 6 月 15 日（月）※ 2
(4) 参 加 表 明 書 提 出	令和 8 年 6 月 17 日（水）※ 1
(5) 提 案 資 格 確 認 結 果 通 知	令和 8 年 6 月 19 日（金）※ 3
(6) 提 案 書 提 出 締 切	令和 8 年 6 月 24 日（水）※ 4
(7) 一 次 審 査 結 果 通 知	令和 8 年 6 月 26 日（金）※ 5

8. 参加資格

(1) 応募資格

- (ア) 応募する事業者は、沖縄県内に本店・支店又は営業所を有している者であること。
- (イ) 事業者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ① 参加表明書の提出期日において地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく与那原町の入札参加制限を受けていないこと。
 - ② 参加意思表明書提出期日以前3カ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
 - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
 - ④ 暴力団(与那原町暴力団排除条例(平成23年条例第17号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(与那原町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)
 - ⑤ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (ウ) アプリ制作・デジタルコンテンツ等に関する同種・類似事例(R5年度～R7年度)での業務経験を有していること。なお、「同種」とはAR・VR等の拡張現実・仮想現実技術を活用したアプリまたはデジタルコンテンツの制作に係る業務をいい、「類似」とは観光施設、文化施設、博物館、資料館等を対象としたデジタルコンテンツまたはスマートフォンアプリの制作に係る業務をいう。

(2) 共同提案の場合の資格等

複数の事業者によるコンソーシアムを組んで共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず幹事社を決め、全提案者名を記載した参加意思表明書を提出すること。
- ② 複数の事業者による共同事業体に所属すること、共同事業体に属しながら単独で提案することはできません。
- ③ コンソーシアムを構成するすべての者が応募資格(イ)のすべての要件を満たしていること。
- ④ 幹事社は応募資格(ア)及び(ウ)の要件を満たしていること。

9. 参加表明書、質問書及び企画書の提出 ※1

(1) 参加表明書の提出

(ア) 提出期限 令和8年6月17日(水) 17時まで(必着)

(イ) 提出書類 以下の参加表明書及び添付書類を与那原町役場ブランド推進課に持参または郵送すること。また、参加表明に関する質問は随時webフォームにて受け付けるものとする。また、以下番号順にインデックスを付すこと。

- ① 参加表明書（様式第 2 号）
- ② 参加資格チェックリスト（別紙 2）
- ③ 業務経歴書（別紙 3）
- ④ 会社概要書（任意様式：A 4 版 1 枚）※以下の項目は必ず記載すること。
 - ・会社名
 - ・本社（支社、事務所）所在地
 - ・技術者数（本社、支社及び事務所）
 - ・営業種目
 - ・連絡先（担当者氏名、電話番号、E-mail アドレス）
- ⑤ 登記簿謄本
- ⑥ 納税証明書（国税及び地方税の納税を証明するもの）

(ウ) 提出先

＜与那原町役場 ブランド推進課 本庁舎 2F＞
 〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地
 電 話：098-945-5323
 E-mail：usui.y@town.yonabaru.lg.jp

(2) 質問書の受付 ※2

- (ア) 提出期限 令和 8 年 6 月 1 2 日（金）17 時まで（必着）
- (イ) 提出書類 質問書を web フォームで提出すること。
<https://logoform.jp/form/Z4Se/1614090>
- (ウ) 回答方法 質問に対する回答は、令和 8 年 6 月 1 5 日（月）までに企画提案参加業者全てに電子メールにて行う。

10. 企画提案（プロポーザル）の参加業者の選定 ※3

- (1) 企画提案（プロポーザル）参加業者の選定は前述「8. 参加資格」の要件を満たす業者の中から選出し、書類審査及び町長決裁を経て決定する。
- (2) 参加表明書及び添付書類を審査の上、提案資格確認結果通知（様式第 3 号）を令和 8 年 6 月 1 9 日（金）までに行う。

11. 企画提案書等の提出 ※4

- (1) 提案資格確認結果通知にて参加可能とされた業者については、下記の企画提案書等を提出する。
- (2) 提出期限 令和 8 年 6 月 2 4 日（水）17 時まで（必着）
- (3) 提出書類 以下の提出書類及び添付書類を紙媒体及び PDF データで与那原町役場ブランド推進課に郵送又は持参すること。

No.	提出書	様式	留意事項
1	企画提案書提出届	別紙 5	代表者印押印
2	業務経歴書	別紙 3	企画提案書提出と同書類

3	業務の実施体制	別紙 6 - 1、2	
4	配置予定技術者(管理技術者)	別紙 7 - 1	類似業務の内容がわかる資料も添付すること
5	配置予定技術者(主任技術者・担当者)	別紙 7 - 2	類似業務の内容がわかる資料も添付すること
6	業務フロー、スケジュール表	任意様式	A4 版 2 枚以内
7	企画提案書	別紙 8	任意様式可
8	PR 書	別紙 9	
9	企画提案書 基本的な考え方と取組姿勢及び実施方法	別紙 10	
10	見積書	任意様式	総額の提示及び内訳を添付すること、各業務について、経費の名称、数量、単価、単位を明示すること

※提出は 1 業者 1 提案とする。

※ 4、5 の配置予定者は、やむを得ない場合を除き変更できないものとする

- (3) 提出部数：社名を表示し、代表者印を押印したもの 1 部
社名を表示しないもの 10 部
※インデックス等で上記提出書類No.を付すこと。

- (4) 提出先

<与那原町役場 ブランド推進課 本庁舎 2 F>

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

電 話：098-945-5323

1 2. 企画提案書への記載事項

別紙、業務委託仕様書の業務内容に基づき、概ね以下の内容を示すこと。(別紙 8)

- ア 全体実施計画(図面等により提案)
- イ 当該事業に係る人員配置案
(できるだけ図面等により提案。①に含んでもよい)
- ウ アドバイザープロフィール ※招聘予定の場合のみ
(アドバイザーを招聘予定の場合は、専門分野及び実績を記入すること)
- エ 仕様書に記載されている各業務項目に対する基本的な考え方及び実施方法について、専門用語を多用せずに提示する。
- オ その他、独自提案の概要

1 3. 企画提案書等の取扱いについて

- (1) 企画提案（プロポーザル）に関して提出した書類等（以下、「企画提案書等」という。）は、変更又は取り消しができないものとする。
- (2) 提出された企画提案書等は一切返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成・提出等の一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 応募資格を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (6) 企画提案書の提案者名は情報公開の対象とする。
- (7) 提出した企画提案（プロポーザル）の著作権は、その応募者に帰属する。
- (8) 採用した企画提案（プロポーザル）の使用権は、与那原町に帰属する。

1 4. 一次審査について ※5

- (1) 提出のあった企画提案書等については、委員会で定めた評価基準に基づき企画提案書等の事前評価を事務局にて行う。
- (2) 次の(ア)～(エ)の項目により事務局が審査を行い、令和8年6月24日(水)までに結果通知を行う。
審査結果に対する異議申し立ては受理しない。
 - (ア) 業務経歴・・・・・・・・・・配点：15/60
 - (イ) 業務実施体制・・・・・・・・・・配点：15/60
 - (ウ) 提案価格・・・・・・・・・・配点：5/60
 - (エ) 企画提案の内容・・・・・・・・・・配点：25/60
- (3) 一次審査の通過業者は上位3社までとする。

1 5. プレゼンテーションについて ※6

一次審査通過業者については、必要に応じてプレゼンテーションを行う。その際には、事前に書面にて該当事業者へ連絡を行う。本事業委託業者を適正に選択するため与那原町公募型プロポーザル方式による提案者選定等に関する要綱に定める選定委員会で別表、「与那原町立軽便駅舎資料館 AR コンテンツ刷新業務審査基準表」をもと、企画提案（プロポーザル）による採点審査を行い、委託契約の相手方となる優先交渉権者を選定する。

- (1) プレゼンテーションの実施日時及び場所等の詳細については、後日連絡する。
- (2) プレゼンテーションの順番については、事務局にてくじ引きを行い、その結果により決定する。
- (3) 企画提案はパワーポイント等により実施し、別紙7-1又は様式別紙7-2に記載された配置予定者のうち、管理責任者となる予定者がプレゼンテーションを行う。出席者は3名以内とする。
- (4) プレゼンテーションは次の内容を説明すること
 - ①企画提案書（別紙8）
 - ②企画提案（プロポーザル）参加におけるPR書（別紙9）
- (5) プレゼンテーションの持ち時間は20分程度とし、その後10分以内で質疑応答を予定する。
※プレゼンテーションにてパソコンを使用する場合は提案者側で準備すること

※一次審査の状況によってはプレゼンテーションを行わない場合がございます。

16. 委託契約の締結権

業者選定委員会にて評価点数の最高得点取得者を業務契約の優先交渉権者として選定し、与那原町との委託契約の締結権を有するものとする。

また、優先交渉権者が辞退を申し出た場合には、次点の業者を交渉権者とする。

なお、同点の場合には、提案価格が低い業者を決定するものとする。

※ 契約内容及び金額については、選定業者の提案作業内容、見積書を精査し、双方協議の上決定する。

17. 受託者の責務

(1) 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、業務実施に際しては企業としての中立を遵守すること。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。

〈問い合わせ先〉与那原町ブランド推進課 臼井 洋平
〒901-1392 与那原町字上与那原16番地
TEL 098 - 945 - 5323 (直通)
E - mail : usui.y@town.yonabaru.lg.jp